

令和５年度における環境物品等の調達実績の概要

金 融 庁

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、令和５年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

１ 経緯

令和５年２月に閣議決定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更」を受け、令和５年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

２ 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表のとおりである。

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、令和５年度に調達するものは全て 100%を目標としていたところ、調達方針に定めた目標を達成することができた。

３ 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努めた。

４ その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

物品等を納入する事業者、役務の提供事業者に対して、事業者自身がグリーン購入法を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入等に際しては、できるだけ簡易な包装とすること及び低公害車の利用に努めることを働きかけた。

５ 令和５年度における調達実績に関する評価

令和５年度の調達においては、調達方針に定めた目標を達成することができた。

令和６年度以降の調達においても、引き続き可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。